

栃木県公安委員会

Tochigi Prefectural Public Safety Commission

令和8年7月・8月の活動状況

【栃木県警察逮捕術大会】

7月2日（木）、佐藤千鶴子委員長は、ユウケイ武道館で実施された第46回栃木県警察逮捕術大会に出席し、公安委員会を代表して挨拶を述べるとともに、試合を視察しました。



【警察署協議会視察】

7月10日（金）、紀恵理子委員は、宇都宮南警察署を訪問し勤務員を激励するとともに、同日開催された宇都宮南警察署協議会を視察しました。



【看守勤務員との意見交換会】

7月22日（水）、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員及び紀恵理子委員は、鹿沼警察署において行われた看守勤務員との意見交換会に参加し、看守勤務員から苦労話や日頃感じている業務等への発言を受け、それぞれ所感と激励の言葉を述べました。



【那須警衛隊視察】

7月23日（木）、佐藤千鶴子委員長、大森亮一委員及び紀恵理子委員は、那須御用邸に行幸啓された天皇陛下御一家の警衛に従事する那須警衛隊を視察し、隊員を激励しました。



【警察学校卒業式】

7月24日（金）、紀恵理子委員は、栃木県警察学校において举行された初任科第210期卒業式に出席し、公安委員会を代表して告辞を述べました。



【広報紙及び広報用写真・イラスト・ショート動画コンクール】

8月5日（水）、佐藤千鶴子委員長、大森亮一委員は、栃木県警察本部で開催された広報紙及び広報用写真・イラスト・ショート動画コンクールに参加し、作品を審査しました。



公安委員の声

続・プロフェッショナルへの期待

栃木県公安委員会 委員 紀 恵理子

前回の本欄（活動状況：令和7年11-12月）において、「プロフェッショナルへの期待」と題する拙文を寄稿し、警察官は、被害者の心に寄り添い、加害者の心と向き合う「対人援助職のプロ」であると申し上げました。今回は、その続編として、公安職という点から、警察官の「プロフェッショナル」について、述べたいと思います。

～公安職として、安全も人権も守り抜く～

警察官は、法的根拠に基づき、拳銃を使用することや手錠等の戒具によって人の身柄を拘束する（自由という権利を奪う）ことが許されている、つまり特別な権力を有している職業です。それだけに、その責任の重みを常に自覚することが何よりも重要です。

警察官に求められる人権意識とは、「すべての人が人権を持つ一人の人間であることを尊重し、法に基づいて公平・公正に職務を行う意識」だと考えられます。

具体的には、次のようなことではないでしょうか。

- 1 個人の尊厳を尊重すること
被疑者、犯罪の被害者、様々な理由で相談に訪れる県民など、立場に関係なく一人の人間として接する。
- 2 公平・公正であること
年齢、性別、国籍、障害、社会的立場などによって対応を変えず、偏見や先入観を持たない。
- 3 適正な職務執行をすること
警察官には強制力が認められているからこそ、その権限を必要最小限に行使し、人権を不当に制限しない。
- 4 相手の話を尊重して聴くこと
特に被害者や困っている人に対して、相手の不安や苦しみに寄り添い、安心して相談できる対応をする。
- 5 自分自身の偏見を常に見直すこと
「警察官だから正しい」と考えるのではなく、自分の判断や対応が相手の人権を侵害していないか、知らず知らずのうちに「上から目線」の態度を取っていないかなどを振り返る姿勢を続ける。

つまり、警察官にとって人権意識とは、単に人権に関する知識を持つことではなく、日々の職務の中で相手の立場を考え、権限を適切に使い、公平かつ誠実に行動することです。

一方、これらは、言うのは簡単ですが、実際にはなかなか難しいことです。警察官も人間ですから、様々な人々に対応する中で、相手の言動に腹が立つことも少なくないでしょう。そんな時に感情的にならず、状況を客観視して冷静に対応できることこそが、「プロフェッショナル」なのだと思います。「怒りは敗北」です。

本活動期間内に、鹿沼分室留置施設を視察し、看守の皆さんと意見交換会を行いました。被疑者の処遇に十分に配慮している様子が分かりました。また、初任科第210期の卒業式に参列し、これからの栃木県警を担う若い警察官の成長した姿を拝見しました。

公安委員として、警察官が「プロフェッショナル」であり続けることができるよう、微力ながらも尽力してまいりたいと思っています。

掲載内容に関するご意見等がございましたら、
下記までお問合せ願います。

警務部総務課（公安委員会補佐室）
〒320-8510 宇都宮市塙田1-1-20 警察本部庁舎
電話番号：028-621-0110（代表）